

## 第 37 条

- (a) IFRS (解釈指針を除く) 及び公開草案 (それぞれ反対意見も含む) の作成及び公表、並びに解釈指針委員会が作成した解釈指針の承認及び公表等、IASB のすべての専門的事項についての全責任を負う。
- (b) 評議員会が承認した手順に従って、すべてのプロジェクトについて公開草案を公表し、通常、主要なプロジェクトについてはパブリック・コメントに付するための評議資料を公表する。
- (c) 例外的な状況において、評議員会の事前の承認を公式に要請して評議員の 75% の承認を得た場合に限り、公開草案のコメント募集期間をデュープロセス・ハンドブックに記載の期間よりも短縮する。ただし、コメント募集の省略はできない。
- (d) IASB の専門的議題の策定及び遂行について、完全な裁量を有する。ただし、以下を条件とする。
  - (i) 評議員会 (第 15 項 (c) に合わせて) 及び諮問会議 (第 44 項 (a) に合わせて) との協議
  - (ii) 公開協議を 3 年ごとに行う。初回は 2011 年 6 月 30 日までに開始する。
- (e) 専門的事項のプロジェクトの割当について、完全な裁量を有する。その作業の実行を組織する際に、IASB は詳細な調査又は他の作業を各国の会計基準主体又は他の組織に委託できる。
- (f) コメントを求めて公表された文書に対して合理的な期間内に寄せられた意見を検討する手順を確立する。
- (g) 通常は、主要なプロジェクトについて助言するワーキング・グループ又は他の形態の専門家の諮問グループを組成する。
- (h) 主要なプロジェクト、議題の決定及び作業の優先順位について諮問会議と協議する。
- (i) 通常は、IFRS 又は公開草案とともに結論の根拠を公表する。
- (j) 提案された基準について議論するための公聴会の開催を検討する。ただし、すべてのプロジェクトについて公聴会の開催を必要としない。
- (k) 提案された基準がすべての環境において実務上可能であり、また作業可能であることを確認するために、フィールド・テスト (先進国及び新興市場の両方について) の実施を検討する。ただし、すべてのプロジェクトについてフィールド・テスト実地実験の実行を求める規定があるわけではない。
- (l) 上記 (b)、(g)、(i)、(j) 及び (k) に示した任意の手続のいずれかに従わない場合には、理由を説明する。